要望年月日: 令和4年7月8日

要望団体名: 一般国道107号(川尻・当楽間)改良整備促進期成同盟会

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分 ※	その後の対応	左の事由
地域経済の早期回復と安 心・安全な住民生活の確保 について 1 本国道(川尻・当楽 間)の事業促進と早期開通	一般国道107号の西和賀町大石地区の道路災害については、令和4年2月、トンネルにより復旧することが決定したところです。これまでにトンネル工事に先駆けて必要となる橋梁下部工工事等に着手するとともに、現在、トンネル本体工事の入札手続きを進めているところです。引き続き、必要な予算の確保について、国と調整しながら、一日も早い復旧に向けて取り組んでいきます。	А		
地域経済の早期回復と安心・安全な住民生活の確保について 2 安心・安全を見通せる グランドデザインの提示	国道107号川尻・当楽間については、昨年度、斜面の調査を行いましたが、 地すべりの兆候は確認されていません。併せて、現在、雪崩痕跡調査を実施し ているところです。 また、現在、今冬の積雪期前の供用を目指し、仮橋工事を推進しているほ か、過去の地すべり範囲を回避したルートによるトンネルの早期工事着手に向 け、手続きを進めています。 国道107号については、引き続き、定期的な道路パトロールや施設点検など を通じ、安全な通行の確保に努めていきます。 なお、国道107号と秋田自動車道が一体となって機能することが重要である ことから、秋田自動車道の4車線化の整備促進について、引き続き国に働きか けていきます。	С		

<sup>※ 「</sup>県政への反映区分」は別紙のとおり

## 「県政への反映区分」について

反 映 区 分	記号	内 容
提言等の趣旨 に沿って措置 したもの		(1)質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの
		(2)意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの
		(3)市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの
		(4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの
		(5)当該年度中に完了しないが、事業に着手(当該年度中に着 手予定を含む)し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの
		(6)その他、上記に類するもの
		※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて 努力している もの	В	(1)実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例) ・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置(県単・国庫補助等)を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2)国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3)その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	С	(1) 現時点では、実現することが難しいもの
		(2)優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、 現時点では見通しが立たないもの
		(3)その他、上記に類するもの
実現が極めて 困難なもの	D	(1)県の行政には馴染まないもの
		(2)実現が極めて困難なもの
		(3)その他、上記に類するもの